

第2回中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する専門家会議 概要 (平成27年7月17日)

専門家会議においては、韓国でのMERSに関する情報や関係機関の調査報告等のMERS-CoVに関する最新の知見を踏まえ、以下のような方向性について合意を得た。

1. MERS流行状況に応じた対策について

- 韓国でMERSが終息した場合に、我が国の現在の対応を継続するとの方向性について合意。
- 万が一、市中感染が発生するなどの状況変化が生じた場合に、ウイルスの感染力や病原性等について評価を行った上で、サーベイランスの強化、国民や医療従事者への情報提供の充実、検疫の強化、院内感染対策やハイリスク者への感染予防策の徹底等の医療体制の確保などの対策を講じることでおおむね合意。

2. MERS患者への治療について

(1) 治療に関する研究について

MERSコロナウイルスに対して有効性及び安全性が確立された治療法は存在しないが、MERSの治療に関する先行研究の報告では有用性が示唆されるものもあることから、そのような国内未承認又は適応外の治療法のうち、検討が必要と考えられる治療法について、対象患者の要件や具体的な投与方法等の臨床プロトコル等について検討する。また、その前提として、支持療法を確実に行うこと及びその治療体制の確保方法等についても検討する。

(2) 研究の実施条件について

実施にあたっては、原則、臨床研究の枠組みの中で、倫理委員会に承認されたプロトコルであること、患者及び家族の同意があること、専門家会議の助言を踏まえること等を求める。特定、第1種又は第2種感染症指定医療機関のうち、臨床研究の協力医療機関で実施する。



今後、MERS治療に関する研究班の立ち上げを検討

3. MERS確定患者発生時の接触者の特定について

確定患者が、発症後、マスク着用等の感染予防をせずに、公共交通機関など不特定多数が出入りする場所の利用があった場合であっても、本人の聞き取り等から接触者の特定が可能な場合は、施設等の公表は原則行わない。症状や行動歴を考慮し、不特定の接触者の調査を行う必要が認められた場合にのみ、施設名等を、リスクが極めて低いこと等の情報と併せて公表する。